

## 「三重県外国人地域サポーター制度要綱（案）」

※本要綱（案）は現時点の想定です。

### （目的）

第1条 本県において、外国人住民の安全で安心な生活環境を整備するとともに、多文化共生の推進を図るため、地域との橋渡し役や情報伝達の担い手として活動する「三重県外国人地域サポーター」（以下「サポーター」という。）を登録・活用する制度を設けることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「サポーター」とは、本制度の趣旨に賛同し、第5条の要件を満たし、県が登録した者をいう。

### （サポーターの任務）

第3条 サポーターの任務は、次のとおりとする。

- （1） 県等が発信する生活情報や災害情報を、外国人コミュニティ等に伝わる言語（母語等）で広く発信すること
- （2） 県が実施する外国人住民に関する意識調査やアンケート等に協力すること
- （3） 地域における外国人住民と日本人住民とのコミュニケーションの橋渡し（必要に応じた相談窓口の案内等を含む。）を行うこと
- （4） 年1回、活動状況をアンケート等の方法により報告すること
- （5） その他、第1条の目的を達成するために県が必要と認めること

### （登録対象者）

第4条 サポーターの登録対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ第5条に規定する要件を満たす者とする。

- （1） 既に地域で外国人支援や国際交流に取り組んでいる人又は団体（国籍は問わない。）
- （2） 今後、地域で貢献したい意欲を有する人又は団体

### （サポーターの要件）

第5条 サポーターは、次のすべてに該当する者とする。

- （1） 本県に在住していること
- （2） 日本語能力試験N3レベル相当以上の日本語能力を有し、日本語で発信される生活情報や災害情報を外国人コミュニティに伝わる言語（母語等）で発信できること
- （3） 県内の外国人コミュニティにSNS等を通じて情報発信できること

## 業務仕様書 別紙

### (登録手続)

第6条 サポーターとなることを希望する者は、登録申請書(オンラインフォームその他の方法を含む。)により申請するものとする。

- 2 県は、提出された申請内容を確認のうえ、登録を行うものとする。
- 3 申請内容に疑義がある場合は、必要に応じて追加の確認を行うことがある。

### (活動支援等)

第7条 サポーターには報酬を支給しない。ただし、講演会その他県が必要と認める活動に参加する際の交通費については、予算の範囲内で支給することができる。

### (変更報告)

第8条 サポーターは、登録内容に変更があった場合は、速やかに県に届け出なければならない。

### (登録取消)

第9条 県は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき
- (2) 本人から辞退の申し出があったとき
- (3) 事業の趣旨に反する行為があったとき
- (4) 第3条に規定する任務を行っていないとき
- (5) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (6) 郵便物の不達等により所在不明となったとき
- (7) その他、県がサポーターとして不相当と認めたとき

### (事務局)

第10条 本制度の事務は、環境生活部ダイバーシティ社会推進課において行う。

### (その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。